

新しい時代を担う体力づくり

国が新しい財政指標を導入し資金調達が一層困難になる恐れ

第16回

平成18年度から、自治体の収入に対する実質的な借金の割合を示す新しい指標「実質公債費比率」が導入されました。この結果、本市のように多額の公債費残高を抱える自治体は、徹底した借金の抑制を図り、この比率を基準値内に留める努力をしなければ、市民に密着した事業を行う財源確保が困難になる恐れがあります。

そこで今月号では、実質公債費比率がどんなもので、悪化すればどのような影響があるのか、比率の適正化を図るための市の課題についてお知らせします。

実質公債費比率について

現在わが国では、国と地方を合わせ、財政のあり方を根本的に見直す大きな構造改革が進められています。北海道夕張市をはじめ多くの自治体で、重い公債費負担（国・銀行から借り入れた借金の返済分）が問題になっていることから、構造改革の一環として、これの一層の抑制を求め、措置が国より示されました。これが「実質公債費比率」という考え方は、

実質公債費比率とは、「地方自治体が経費を負担しているすべての事業を合わせた中で、自治体が借り入れ

た借金の返済に住民から徴収される税金がどれだけ使われているか」を示す指標で、これが一定割合を超える地方自治体は、地方債の借り入れが制限されます。

実質公債費比率の算定においては、自治体の公債費負担の実態がより透明になるよう、学校、保育所、道路、病院、上下水道、索道など、自治体が発費を負担しているすべての事業（特別会計や一部事務組合事業も含まれる）を合わせて公債費が計上されます。

こうして算定された前年度の実質公債費比率が18%以上となった自治体は、次の2つの条件を共に満たさ

ない限り地方債の借り入れが許可されません。

▼今後7年（特別の事情で困難な場合は10年）以内に18%未満に抑制するか、最低でも4%以上削減する「公債費負担適正化計画」を策定し、国の了承を得ること。

▼対象事業1件ごとに国の審査を受け、適正と認められること。

本市の実質公債費比率と行政運営に与える影響

本市の実質公債費比率は、平成17年度決算で22・0%に達しています。このため、第一に徹底した公債費の

抑制を図る公債費負担適正化計画を策定して国の了承を得るとともに、対象事業1件ごとに国による審査を受け、適正と認められる必要があります。

このほど策定された公債費負担適正化計画では：

▼過去に発行した地方債のうち、高利率・短期のものなど、公債費負担の大きいものを繰り上げて返済（繰上償還）する。

▼今後、聖域を設けず、あらゆる分野を対象に施設・設備等の整備事業を抑制して、地方債の発行を極力抑制する。

この2点の対策を柱に、徹底した公債費負担の抑制を図ることとしています。

このうち、繰上償還については、膨大な借金に加えて、今後とも八鹿中学校統合整備事業、広域ごみ処理場整備事業などの大型プロジェクトを進めなければならないため、約20億円にも上る見通しとなっています。

財政調整基金は、災害の発生による突発的な需要や予想外の歳入減等緊急の対策に備えるものですが、繰上償還を行うことにより、残高が大きく減少した状態がしばらく続くこととなります。この間の財政運営を誤れば、基金が一気に底をついてし

適正化を図るための市の課題

まっ恐れがあります。さらに、国の行政改革（構造改革）による地方交付税の一層の減額があれば、本市の財政は極めて深刻な状況に陥ります。

先月号の広報紙で、7月17日に開催した「養父市行政改革講演会」における小西砂千夫・関西学院大学大学院教授の話の概要を紹介しました。その中で小西教授は、今後の市の財政運営では「国が何とかしてくれる」という甘い認識を断ち、借金を大幅に減らすこと」を強調されました。実際に本市の財政は、国の改革によって年々厳しさを増しています。この状態を改善するには、全国でも高い水準にある公債費負担を徹底して削減する以外に方法がありません。本市では、「行政改革大綱」および「平成18年度市政運営の方針」に基づいて、行政運営の一層の効率化による地方債発行の抑制を図る一方、市民同士、市民と行政が共に働くまちづくりを推進するなど、市民サービスを低下させない努力をしています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

やぶ市民活動センター（仮称）実現に向けた意見交換会を開催

8月23日、地域で公益的な活動を展開している市民の皆さんが集まり、市民活動の交流拠点「やぶ市民活動センター（仮称）」の実現に向けた意見交換会が、市役所会議室で開催されました。

「やぶ市民活動センター（仮称）」は、本年2月から5月にかけて、養父市のまちづくりの基本方針である参画と協働について検討いただいた市民の皆さんによる「参画と協働の推進指針検討委員会」（竹之下青史委員長、14人）の答申に盛り込まれていた構想です。

市役所では、答申を受けて以来、参画と協働のまちづくりを進めていくための市民と市役所の共通の指針づくりを目指して検討を進めているところです。このセンターは、市の参画と協働のシンボル事業として、市民と市役所が協働して設置することとされており、委員であった市民の皆さんが中心となって仲間に呼びかけ、意見交換会が実現しました。

冒頭、呼びかけ人の1人である竹之下青史さんが「やぶ市民活動センター（仮称）」の実現に向け、この構想に携わった市民を中心に仲間を募ったところ、多くの賛同や協力の約束をいただいた。この力を組織化して、市民の手で市民のためのセンターを実現させたい」とあいさつし、準備会の設立や具体的な構想について意見交換がされました。

【意見交換会で出された主な意見】

- ①市民有志で、やぶ市民活動センター（仮称）の設立準備会を結成する。
- ②センターは、将来、市内の市民活動の中間支援を担うNPO法人を目標とする。
- ③子育て支援やNPOの設立支援、市民団体の事務支援など、自主事業について検討する。
- ④市内の未利用施設の提供を市に依頼するなどして、活動の場を確保する。

今回の意見交換会は、9月中旬を予定されており、今回参加された方は「地域でさまざまな活動をされている方や何か活動を始めてみたい方など、少しでも興味がある方は、ぜひ意見交換会に参加してほしい」と話されています。

※意見交換会に参加希望の方、次回以降の開催日程等について通知を希望される方は、養父市政策監理部行政改革推進室（☎662-7602）にご連絡ください。



やぶ市民活動センター（仮称）について意見交換をする参加者